

入会のしおり



シルバーで 仕事も 仲間も 健康も

公益社団法人 高岡市シルバー人材センター

目 次

| | | |
|----|-------------------|-----|
| 1 | シルバー人材センターとは | P1 |
| 2 | シルバー人材センターの仕事の仕組み | P2 |
| 3 | 会員はこんな仕事をしています | P6 |
| 4 | 就業上の注意事項 | P7 |
| 5 | 安全就業について | P7 |
| 6 | シルバー保険について | P8 |
| 7 | その他 | P9 |
| 8 | 会員互助会 | P9 |
| 9 | 入会（退会）について | P10 |
| 10 | 入会の手続きについて | P11 |

1 シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは公益的・公共的な団体です

シルバー人材センターは「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」に基づき設立されている公益的・公共的な非営利団体です。

定年を迎えた方、家業を子どもに譲られた方、健康で家に閉じこもるのはまだ早いとっておられる高年齢者の方々が、長年つちかった豊かな知識・経験・技能を活用して、働くことを通じて社会参加し、生きがいの充実や仲間作り、地域社会に貢献することを目的としています。

地域の高齢者で組織された自主的な団体です

シルバー人材センターは、その趣旨に賛同した高岡市内に居住の原則60歳以上で健康で働く意欲のある高年齢者の会員組織です。

シルバー人材センターの運営にあたって一番大切なことは、組織運営や事業運営は会員自らの創意と工夫によって行うことで、会員の自主性や自発性が尊重されることです。

シルバー人材センターの基本理念

シルバー人材センターは、「自主・自立・共働・共助」という言葉を基本理念として事業運営されています。

自主

自分たちの
ものとして

自立

自分たちの
力で育てる

共働

一緒になって
働く

共助

お互いに
助け合う

就業にあたっては、仕事の内容を理解し、会員一人ひとりが、豊かな知識と経験を活かし、自主的に考え、責任をもって、お互いに助け合いながら仕事を遂行することが必要です。

2 シルバー人材センターの仕事の仕組み

シルバー人材センターの特色と注意点

- シルバー人材センターで扱う仕事は、臨時的かつ短期的（就業日数はおおむね月 10 日程度以内）、またはその他軽易な業務（就業時間は週 20 時間以内）に限られています。
- 同一人が同じ仕事に長時間・長期間就業することはできません。よってセンターではローテーション就業を推進しています。
- センターは民間事業所、一般家庭、官公庁など（発注者）から、高齢者にふさわしい仕事（有害・危険・高所作業等を除く）を引き受け、その仕事を会員に提供します。
- 仕事内容と就業実績に応じて、センターより会員に報酬を支払います。
- 就業や収入の保証はありませんが、希望や能力に応じた働き方ができます。

仕事の方法が選べます

（1）受託事業（請負・委任）

請負とは…自らの裁量において、仕事を完成すること。

（庭木の剪定、屋内外の清掃、障子・襖張り替えなど）

委任とは…仕事の完成を目的とせず、一定の事務処理を行うこと。

（事務系の仕事、施設管理など）

（2）労働者（シルバー）派遣事業

富山県シルバー人材センター連合会に雇用され、就業場所へ派遣します。発注者の指揮命令（指示）を受けて就業します。

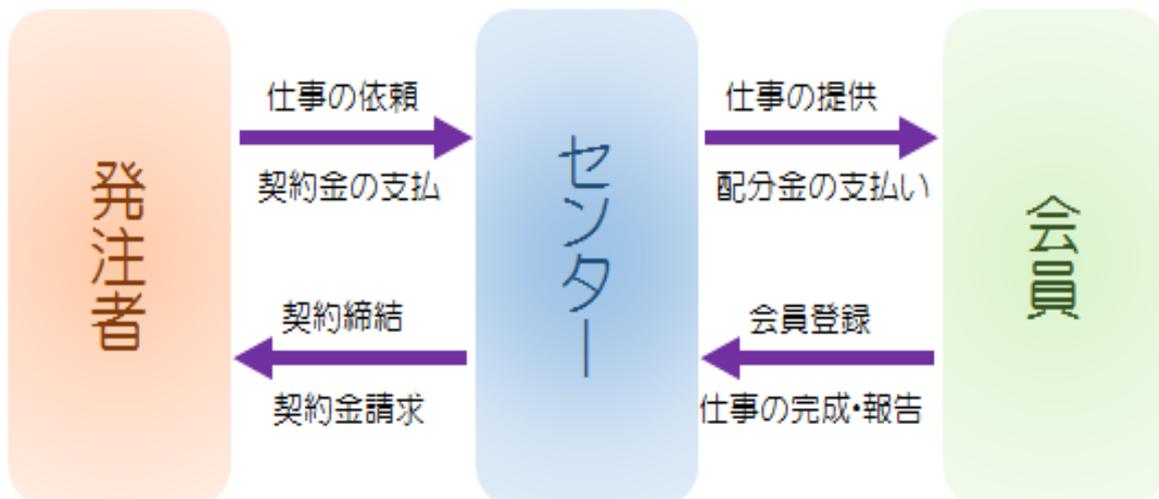
（遺跡の発掘、自動車の運転、従業員より指示を受ける作業など）

（3）職業紹介事業

雇用を希望する方（センター会員・地域の高齢者）に職業を斡旋します。求人者と求職者の間には雇用関係が発生します。

受託事業（請負・委任）について

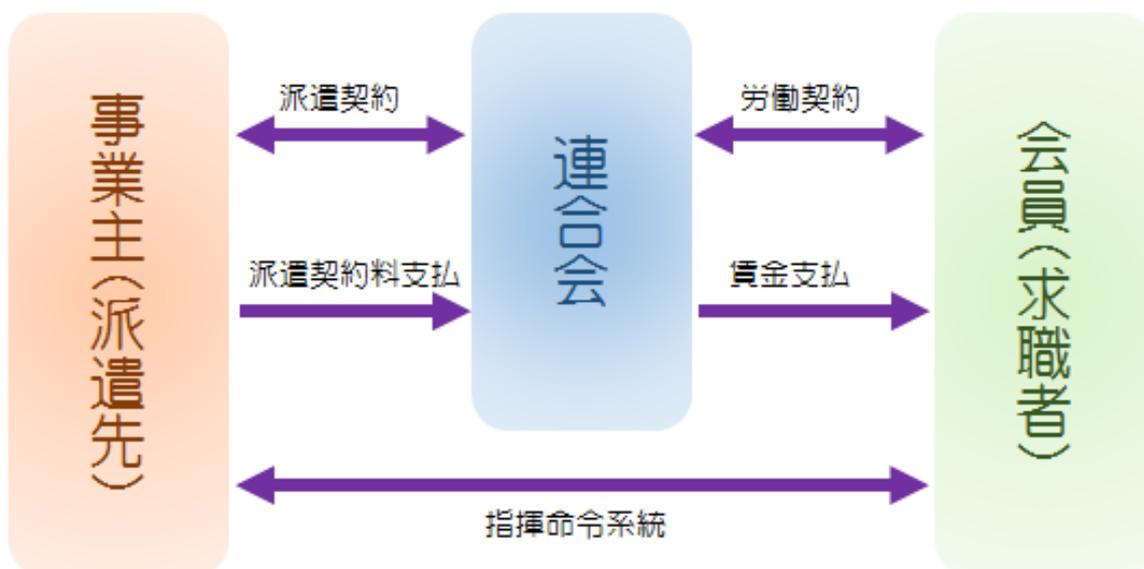
- センターでお引き受けする仕事の多くがこの形態になります。
- 高齢者の就業に適した、臨時的かつ短期的（就業日数はおおむね月 10 日程度以内）、またはその他軽易な業務（就業時間は週 20 時間以内）に係る就業に限ります。
- 就業提供を受けた会員は、その仕事をするかどうか自分で判断し、引き受けた仕事は、誠意と責任をもって完成させます。
- 会員と発注者、またセンターとの間に雇用関係はなく、会員は税法上も個人事業主となります。
- 会員の就業は雇用関係がないため、労働基準法等の適用はなく、社会保険、労災保険の適用はありません。
- 万一事故が発生した場合は「シルバー保険」で対応します。【P8 参照】



- 働いたお金は「配分金」としてセンターから1ヶ月分をまとめて口座振込にてお支払いします。毎月末日を締切日とし、翌月 15 日のお支払いになります。（当該日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）
※振込み先の銀行口座を「配分金の支払い方法」にてお知らせください。
- 配分金の基準額は仕事の内容によって異なります。
- 配分金は賃金や給料ではないので、税法上の取り扱いは「雑所得」となります。したがって公的年金支給額に影響しません。

労働者（シルバー）派遣事業について

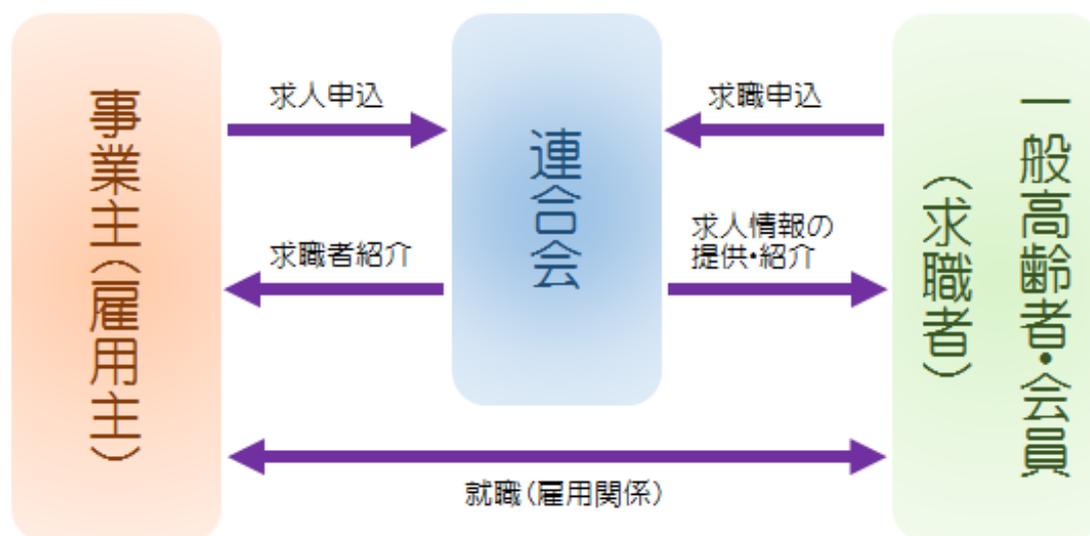
- 会員は、富山県シルバー人材センター連合会に雇用され、就業場所へ派遣されます。
- 高齢者の就業に適した、臨時的かつ短期的（就業日数はおおむね10日程度以内）、またはその他軽易な業務（就業時間は週20時間以内）に係る派遣就業に限ります。※なお、県知事からの特別の指定を受けた業務（業務拡大）については、週40時間まで就業することがあります。
- 発注者の指揮命令（指示）を受けて就業します。
- 労働基準法や労働安全衛生法が適用されます。
- 社会保険や雇用保険は適用されませんが、労災保険は適用されます。



- 働いたお金は「配分金」ではなく、富山県シルバー人材センター連合会から「賃金」として支払われ、源泉徴収が発生します。
- 確定申告では、給与所得として申告してください。
- 派遣先事業所から、他の会員へ交代することについて要請のあった場合、それが適正であると判断される時は交代していただくことがあります。
- 港湾運送業務、建設業務、警備業務などの業務については、シルバー派遣契約はできないこととなっています。

職業紹介事業について

- 雇用を前提とした有料の職業紹介事業を、富山県シルバー人材センター連合会が実施事業者となり、高岡市シルバー人材センターが実施事務所として行うものです。
- 雇用を希望する求職者（センター会員・地域の高齢者）に職業を斡旋します。
- 高齢者の就業に適した、臨時的かつ短期的（就業日数はおおむね月10日程度以内）、またはその他軽易な業務（就業時間は週20時間以内）に係る雇用に限ります。
- 求人者（雇用主）と求職者の間には雇用関係が発生します。
- 労働基準法や労働安全衛生法が適用されます。
- 社会保険や雇用保険は適用されませんが、労災保険は適用されます。



- 働いたお金は「賃金」として雇用主から直接支払われます。
- 港湾運送業務に就く職業、建設業務に就く職業を除く全ての職業が求人の対象となります。

【手数料】

| | |
|--------------|------------------------|
| (1) 紹介手数料 | 求人者より就業者の賃金の11%を申し受けます |
| (2) 求人・求職手数料 | 手数料はいただきません |

3 会員はこんな仕事をしています

技能・技術分野

植木の手入れ
(剪定・雪吊り・消毒)
大工・塗装など
襖・障子張り替え



一般作業分野

事業所での軽作業
(梱包・組立・検品等)
屋内・屋外の清掃
空き地の草刈り(機械)
お庭の草むしり



事務・外交分野

調査・統計・受付事務
宛名・賞状書き
チラシの配布・検針
品出し・店員・配達



管理分野

施設管理・受付
駐車場整理・管理
自転車置場管理



サービス分野

家庭内の清掃
洗濯・食事作り
玄関まわりの除雪
お墓の清掃



福祉・子育て分野

保育園・幼稚園での
補助的な業務
介護施設等での
補助的な業務



就業情報

PDFファイル

センターのホームページで、現在センターに依頼のある「就業情報」を公開しています。

4 就業上の注意事項

会員就業規約、安全・適正就業基準を遵守し、「自主・自立」「共働・共助」の基本理念のもと、事業運営に積極的に協力しましょう。

- ①センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- ②やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前に発注者・センター又は一緒に作業する会員に連絡すること。
- ③仕事上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。また退会後も同様の義務を負うものであること。
- ④会員は、常に健康に留意し、就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- ⑤会員は、仕事の遂行について、相互に助け合い、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、協力をすること。
- ⑥会員は、発注者と受注又は作業条件等について、直接の当事者とならないこと。請け負った仕事以外に仕事の依頼があった場合は、センターに連絡し了解を得てから就業すること。
- ⑦センターの作業用具を使用した場合、責任をもって管理し、使用後は整頓して返却すること。
- ⑧センターの気品を失うような言葉、態度、行為は慎むこと。
- ⑨作業終了後は就業報告書を作成し、発注者から確認印をもらいセンターへ提出すること。
- ⑩就業中（就業現場への往復途上を含む）万一事故が発生した場合は、その内容や様子を速やかにセンターへ報告すること。

5 安全就業について

「安全はすべてに優先する」をモットーに

会員は就業するにあたって、安全・適正就業基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めましょう。

6 シルバー保険について

会員が安心して働けるようにシルバー保険に加入しています

(1) 傷害保険…会員本人が身体に傷害を受けた場合

●センターの提供した仕事に就業中やセンターの提供した仕事に従事するため、自宅から就業先との往復途上の事故であること。

※ただし、自宅で仕事に従事中や通常の経路を外れた場合は除きます。

●センターの主催する各種行事（総会・講習会など）に参加中のケガであること。

【給付内容】

| 種 類 | 保険金額 | 要 件 |
|-------|--------------|--------------------------|
| 通 院 | 2,000 円（日額） | 通院の他、医師の治療を受けた時(限度 90 日) |
| 入 院 | 3,000 円（日額） | 事故のため入院をした時(限度 180 日) |
| 死亡保険金 | 1,000 万円（限度） | 180 日以内にその傷害がもとで死亡した時 |
| 後遺障害 | 1,000 万円（限度） | 医師が認めた場合、その程度による |

※保険の適用にならないもの…熱中症、既往症が原因によるもの等

(2) 賠償責任保険…会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合

●作業中に誤って第三者にケガをさせたとき

●作業中に誤って物を壊したとき

【給付内容】

| 種 類 | 保 険 金 額 | |
|------|---------|--------------|
| 身体賠償 | 1 名につき | 3,000 万円（限度） |
| | 1 事故につき | 1 億円（限度） |
| 財物賠償 | 1 事故につき | 1,000 万円（限度） |

※自動車事故については対応できません。また会員の故意・重大な過失による賠償責任が発生したときは、会員が負うこととなります。

※免責額（会員の自己負担額）…1 事故に 3 万円を負担いただきます。

【注意事項】

●ケガをした時は直ちに医師の治療を受けてください。※各自の健康保険証を使用

●すみやかに事故の状況、傷害の程度をセンターへ連絡してください。

7 その他

事務費について

センターは発注者に対し「配分金」とは別に「事務費」を請求するシステムになっています。事務費はセンターの運営経費の一部として充てられています。

定時総会

シルバーの運営・企画・方針などの重要な事項は、会員全体による定時総会や理事会で決定され、会員の総意によって運営されることが基本です。

総会は、会員の皆さまの出席によって開催される重要な会議です。開催日程などを書面で案内しますので、ぜひご出席ください。

技能講習会

センターでは、会員の技能の習得・向上のために、樹木剪定・雪吊りや清掃、調理などの各種講習会を開催しています。

シルバーだより高岡

センターの会報誌として「シルバーだより高岡」を年2回発行しています。各種行事の案内や講習会の予定、会員からの寄稿などを掲載しています。

センター事業紹介展

毎年10月のシルバー普及啓発月間に、市民の皆さまへのリーフレット配布、パネルや写真でセンター事業を紹介し積極的にPRする事業紹介展を開催しています。また、会員互助会の文化祭も開催し、作品展示や同好会活動発表も行っています。

ボランティア活動

毎年10月のシルバー普及啓発月間に、シルバーの日清掃奉仕として清掃や除草などの社会奉仕活動を行っています。

8 会員互助会

「あおば会」 会員の福利厚生や会員同士の親睦を図っています。

主な活動

- (1) 慶弔費の支給
- (2) 同好会活動（写真、登山、小物作り、植物画教室）
- (3) 親睦旅行、会員ふれあい交流会（新年会）、パークゴルフ大会
- (4) 文化祭の開催、ボランティア清掃奉仕活動

9 入会（退会）について

会員になるには

- 高岡市にお住まいで、原則として60歳以上の方
- 心身ともに健康で、働く意欲のある方
- センターの基本理念、趣旨に賛同された方

会費について

- 年会費2,000円が必要となります。
（内訳：会費1,000円、会員互助会費1,000円）
- 充当期間は4月から翌年3月末まで
（年度途中の入会も同額です）

退会について

- センターへ申し出て、退会届を提出してください。
- 会員証をセンターへ返却してください。

※納入済の会費の返金はありません。



知恵ぶくろう君

10 入会の手続きについて

入会時に提出していただく書類等

- (1) 入会申込書
- (2) 就業承諾書 ※署名と押印をお願いします。
- (3) 個人情報の取扱い同意書
- (4) 配分金の支払い方法について
- (5) 自動車任意保険証券（写し）※自動車を運転される方のみ
（保険証券を持参いただければ、センターでコピーいたします）
- (6) 年会費 2,000 円
- (7) 本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

入会時にお渡しする資料等

- (1) 定款・規約等
- (2) シルバーだより高岡
- (3) センターPR用リーフレット

仕事の説明会 （入会説明）

- 入会を検討しておられる方の参加をお待ちしております。

定例説明会：毎月第3水曜日の午前10時より、事務局で開催しています。

ガイダンス説明会：毎月第3木曜日の午前10時より、事務局で開催しています。

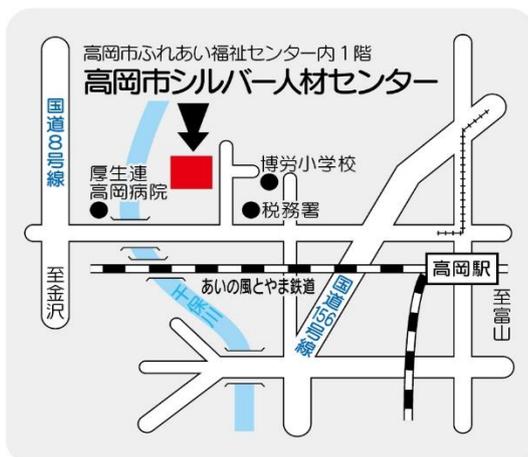
公益社団法人 高岡市シルバー人材センター

【事務局】

〒933-0935

高岡市博労本町4番1号（高岡市ふれあい福祉センター1階）

TEL：20 - 1650 FAX：20 - 1648



業務時間 8:30~17:15

休業日：土、日、祝日